

白井市介護職員初任者研修費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）を修了し、かつ、市内の介護施設等に就労している者に対し、予算の範囲内において、初任者研修に要した費用の一部を助成することにより、本市の介護施設等における雇用の確保と介護保険サービスの供給の安定を図ることを目的とする。

(介護施設等)

第2条 この要綱において、介護施設等とは、次の各号のいずれかに該当する事業所又は施設であって、市内に所在するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）若しくは同条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所、同条第26項に規定する介護老人福祉施設又は同条第27項に規定する介護老人保健施設
- (2) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）又は同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 第6条第1項に規定する申請の日（以下「申請日」という。）において初任者研修を修了していること。
- (2) 介護職員として、市内の介護施設等に申請日以後3か月以上継続して就業していること。
- (3) 初任者研修の受講料について、他の地方公共団体から助成を受けていないこと。
- (4) 申請日の属する年度の前年度及び当該年度において、市町村民税に滞納がないこと。

(助成対象費用)

第4条 助成金の交付の対象となる費用は、初任者研修に係る受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、受講料等の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、白井市介護職員初任者研修受講費用助成事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 初任者研修を修了した旨の証明書の写し
- (2) 受講料等に係る領収書の写し
- (3) 介護施設等が発行する就業証明書
- (4) 第3条第4号に掲げる要件を満たすことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第4号に規定する添付書類により証明すべき事項を市が保有する公簿等により確認することについて、申請者から個人情報の利用に係る同意があったときは、当該添付書類の提出を省略させることができる。

3 第1項に規定する申請は、第3条に掲げる要件をすべて満たした日の翌日から起算して6月以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、白井市介護職員初任者研修受講費用助成事業助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた者が助成金の交付の請求をするときは、助成金の交付決定の日から30日以内に白井市介護職員初任者研修受講費用助成事業助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、既に交付した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年1月1日以後に修了した初任者研修について適用する。